

サービス種別	質問内容	回答
日中活動サービス	運営規程において、営業日を月曜日～金曜日と定めていますが、年に数回程度、土日もイベントのために開所する場合があります。この場合、運営規程にはどのように記載すればよいでしょうか。	イベントへの参加等、基本の営業日以外も特例的に開所する可能性がある場合は、運営規程に但し書きでその旨を記載してください。 また、運営規程を修正した場合は、変更届を横浜市健康福祉局障害施策推進課指定担当にご提出ください。
日中活動サービス	小規模事業所の場合、非常災害時を想定した避難・救助訓練はどのような頻度、規模で行えばよいでしょうか。	以下のホームページを参考に実施してください。 なお、避難・救助訓練計画の策定・実施に当たっては関係部局に確認をお願いします。 【横浜市防災・災害のホームページ】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/ 【水防法、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成等について】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/fusugai/20180313141643.html
生活介護	生活介護事業所において、工資支払の次年度繰り越し金はどのくらいの金額が妥当でしょうか。	令和5年度集団指導資料集にある「就労支援事業会計の運用ガイドライン」の31ページ「積立金について」を参考してください。 生産活動を行う生活介護事業所についてはこのガイドラインは任意適用となりますが、適用する場合は、生産活動全体について、本ガイドラインに沿って運用してください。
生活介護、自立訓練	新型コロナウイルスが5類感染症に移行したが、引き続き、生活介護事業所及び自立訓練事業所において在宅支援を行うことは可能でしょうか。	令和5年5月12日以降、取扱いが変更となっております。 就労系サービス以外の在宅支援については原則認められておりません。 詳細は、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について（令和5年4月28日付 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課発出）」、及び「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の障害福祉サービス事業所の運営等にかかる留意点について（事務連絡）【通所系サービス】（令和5年6月6日 健障サ第953号）」をご確認ください。
生活介護、施設入所支援	送迎加算について、施設入所支援事業所から同一敷地内の他事業所（生活介護）へ車両による送迎を行った場合、「同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は所定単位数の70%を算定する」に該当しますか。また、重度送迎加算は算定できますか。	施設入所者について、送迎加算は算定できません。 報酬告示上、「施設入所者を除く」とされています。
生活介護、短期入所、施設入所支援	1. 1人の利用者が、同一日に午前と午後、別の生活介護事業所を利用した場合、どのように請求すればよいでしょうか。 2. 障害者短期入所を障害者が使用した場合、請求に関する問い合わせはどちらでしょうか。	1. 日中活動サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）の報酬については、1日当たりの支援に係る費用を包括的に評価していることから、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できません。 そのため、複数の生活介護事業所を同日に利用した場合も、請求可能な事業所は1事業所のみとなりますので、事業所間で調整をお願いします。 2. 短期入所事業の請求に関するお問い合わせは、下記担当にご連絡ください。 障害施設サービス課 地域施設支援係 短期入所担当宛て TEL：045-671-2416
日中活動サービス、施設入所支援、短期入所	【共通資料（P4-5）】身体拘束の廃止 「身体拘束の廃止やむを得ず身体拘束を行うときの留意点等については、『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き』（令和4年4月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室）を参照」との記載がありますが、厚生労働省のホームページでは現在、令和4年4月付の手引きは確認できません。 令和5年7月付の社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室の手引きが掲載されていますが、それを参照と読み替えてよいでしょうか。	その通りです。 令和5年7月に一部改訂がありましたので、そちらを参照してください。
日中活動サービス、施設入所支援、短期入所	業務継続計画（BCP）の策定について、どこまでの範囲を想定した計画を策定すればよいでしょうか。ひな形や参考資料があれば教えてほしいです。	横浜市としてのひな型はございませんので、厚生労働省が発出している、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び、「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。 なお、解釈通知によると、業務継続計画の範囲については以下の項目等を記載することと規定されています。 ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c 他施設及び地域との連携 また想定される災害等は地域によって異なるものであることから、事業所の所在地に応じて項目の追加を検討してください。
共同生活援助	生活支援日誌の必須項目を教えてください。毎日のルーチン活動（帰ホーム・食事・入浴・就寝など）の時間を記載する必要があるのか、職員間で話し合うことがあります。	基準省令及び基準条例では「指定共同生活援助を提供した際は、当該指定共同生活援助の提供日、内容その他必要な事項を当該指定共同生活援助の提供の都度記録しなければならない」とされています。 それぞれの利用者の方の状況により、健康管理のために就寝時間を記録する必要がある方もいれば、そのような必要はない方もおられるかと思えます。 利用者がどのような目標に向かい、どのような支援を必要としているのかにより、必須項目は異なると考えます。 書式や項目は事業所によって様々ですが、利用者の特性や支援目標等に対して適切な記録となるよう「必要な事項」をご検討ください。
共同生活援助	1. 医療的ケア対応加算について 看護士の場合にも加算対象になるのでしょうか。 2. 自立支援給付費について ③帰宅時支援加算や入院時支援加算の算定根拠となる支援の記録がない。という説明について質問です。 帰宅時支援の支援記録記載の際に「日程調整の連絡を家族と行った。入居者名・職員名記載」で帰宅時支援加算の記録は大丈夫でしょうか。 3. 設置費等の補助金（3）消防設備について 必要とするものの中の「誘導灯」は目安として何個ぐらいの設置が理想でしょうか。	1. 看護職員とは、保健師、助産師、看護師又は准看護師のことです。 よって、准看護師を常勤換算方法で1以上配置していれば加算の対象となります。 2. 入院時支援特別加算は「共同生活援助計画等に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合」、帰宅時支援加算は「共同生活援助計画等に基づき利用者が家族等の居宅などに帰省する際の連絡調整や、帰省中の状況を把握するなどをしていく場合」に算定できる加算です。実施した支援内容や調整内容等の記録を残してください。 3. 管轄の消防署にご相談ください。